

国空航第1013号 平成27年 3月30日

航空局安全部運航安全課

自作航空機の僅かな浮上に関する航空法第28条第3項  
の許可に係る心身の状態に関する申請書類について

標記については、通達「航空法第28条第3項の規定に基づく業務範囲外行為の許可について」(国空乗第115号、平成7年6月16日)2.(5)により航空身体検査証明を有することが望ましいとされているが、当該証明を有さない場合にあつては、通達「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」(空乗第181号、平成8年10月1日)を準用し、同通達別紙2に定める健康診断判定基準に適合していることを証する書類を標記の申請書類としていたところ、僅かな浮上に関する場合に限っては下記のとおりとする。

記

1. 自作航空機の試験飛行のうち僅かな浮上(地上の一点にて行う高度30cm程度までの浮上)に関する航空法第28条第3項の許可に係る心身の状態が飛行を安全に行うことができることを証する書類は、通達「超軽量動力機等に関する航空法第28条第3項の許可の手続き等について」(空乗第181号、平成8年10月1日)別紙2に定める健康診断判定基準に適合していることを証する書類、又は、道路交通法第84条に基づき各都道府県の公安委員会が交付した有効な運転免許証(但し、原付免許及び小型特殊自動車免許を除く。)の写しとする。

2. 附 則

1) 施行日 この通達は、平成27年4月1日から適用する。